

大阪府防災情報システム概要構想・要件定義（あるべき姿の検討）・調達支援・導入支援業務に係る企画提案公募要領

本業務は、平成 31 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効果も発生しません。

大阪府では、防災対策の強化を目的に「大阪府防災情報システム概要構想・要件定義（あるべき姿の検討）・調達支援・導入支援業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

大阪府防災情報システム概要構想・要件定義（あるべき姿の検討）・調達支援・導入支援業務

(1) 業務の趣旨・目的

防災情報システムの再構築にあたって、災害対策のあり方や受け手の視点に立った情報提供などの最新動向を踏まえ、概要構想を設計する。

(2) 業務概要

再構築する次期防災情報システムの概要構想の策定および要件定義の実施、システム設計開発の入札業務の支援、システム設計開発業務の設計・開発・導入までの執行管理等

(3) 委託上限額

29,920,000円（税込）

なお、支払い条件は、各年度ずつ1回（計4回）で各年度の債務負担割合は以下のとおりとする。

平成31年度 約34.0%

平成32年度 約36.9%

平成33年度 約21.6%

平成34年度 約7.5%

2 スケジュール

| | | |
|-------|------------|--------------------|
| 平成31年 | 3月15日（金） | 公募開始 |
| 平成31年 | 3月25日（月） | 質問受付締切 |
| 平成31年 | 4月15日（月） | 提案書類提出締切 |
| 平成31年 | 4月26日（金）午後 | 選定委員会、提案者プレゼンテーション |

| | | |
|-------|----------|------|
| 平成31年 | 5月上旬以降 | 契約締結 |
| 平成31年 | 5月上旬以降 | 事業開始 |
| 平成34年 | 7月29日(金) | 事業終了 |

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。なお、複数の者による共同企業体は認めない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げ

る者を除く。)でないこと。

- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成31年3月15日（金）から平成31年4月15日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府政策企画部 危機管理室 災害対策課 防災情報グループ

住 所：大阪府中央区大手前3丁目1-4 3 新別館北館3階

電話番号：06-6944-6183

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、災害対策課ホームページ

(http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/osakabousys019_koubo/index.html) からダウンロードで

きます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

平成31年3月15日（金）から平成31年4月15日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで。）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

正本1部、副本5部及び電子媒体を提出してください。

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本5部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本5部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本5部）

エ 業務体制・事業実績 申告書（様式4：正本1部、副本5部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式5：1部）

カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

- キ ①法人登記簿謄本（１部）
- ・ 法人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から３カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から３カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
- ・ 個人の場合に提出してください。
 - ・ 発行日から３カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ク 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
- ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- コ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が５０人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・ 報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は１者１提案とします。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
- <記入例>「大阪府防災情報システム概要構想・要件定義（あるべき姿の検討）
・ 調達支援・導入支援業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

- エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成31年3月25日（月） 午後5時まで

(2) 提出方法

「様式7」の質問票を用いて電子メールのみで受け付けます。

メールアドレス：bosai_joho_g01@gbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで。）

イ 質問への回答は災害対策課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/osakabousys019_koubo/index.html

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。（※実施基準8(5)参照のこと）

イ 審査は書類審査及び30分のプレゼンテーションにより行う。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

オ プレゼンテーションは応募書類のみで行い、パワーポイント等の機材は使用できません。

カ プレゼンテーションの時間及び場所は、対象者に別途連絡を行います。

(2) 審査基準

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|----------------------|---|------|
| 防災に対応する仕組み（システム）の在り方 | 目的、現状、課題を踏まえて、仕組み（システム）のあり方について基本方針が記載されているか。 | 8点 |
| | 情報収集機能について、事業の目的を踏まえたテーマ設定がなされ、フェイズ毎の収集する情報の分類を行い、具体的な手法等が提示されているか。 | 8点 |
| | 情報分析・意思決定支援機能について、事業の目的を踏まえたテーマ設定がなされ、具体的な手法等が提示されているか。 | 8点 |
| | 情報発信機能について、事業の目的を踏まえたテーマ設定がなされ、多様な住民等への情報発信が多重的に具体的な手法等で提示されているか。 | 8点 |
| | あり方検討において「情報の流れ」の整理、「システム化範囲」の検討が提示されているか。 | 8点 |
| | 平時の有効活用・セキュリティ対策・耐災害性対応・拡張性対応が提示されているか。 | 10点 |
| | 個人情報の取り扱いについて、十分配慮されているか。 | 4点 |
| | 仕組みのシステム化について、具体的であり実現可能であるか。 | 8点 |
| | 本業務範囲のみならず、業務範囲を拡大した有効な提案が見られる場合には高得点とし、普及関連につながる提案の場合も加点する。 | 8点 |
| 業務遂行能力 | 仕組み（システム）の構築について、業務実施体制が具体的かつ明確に記述されており、かつ、業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。 | 4点 |
| | コンサルティング実績が多く、防災関連システムでの設計及び開発構築等の実績を有しており、都道府県における防災関連システムでの経歴を有しているか。 | 4点 |
| | あり方検討における要件定義の整理の進め方が具体的であり、業務の知見に基づく有効な手法であるか。（課題の整理・対策の検討） | 8点 |
| | 関係機関との調整が具体的であり、業務の知見に基づく有効な手法であるか。 | 4点 |
| 価格点 | 10*（最低価格）／（提案価格） | 10点 |
| 合 計 | | 100点 |

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を災害対策課ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/osakabousys019_koubo/index.html) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他
最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式6）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

8 その他

(1) 遵守事項

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

(2) 後続調達に参加制限

受託者は、後続の調達へ参加（再委託契約としての参加を含む。）できない。また、再委託事業者も同様とする。